

第433回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和5年7月6日(木) 10時00分～10時50分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 令和5年度の山口県最低賃金の改正について
- ①山口県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - ②専門部会の設置について
 - ③審議会の日程について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から山口地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)へ諮問を行った。
- なお、諮問文には、本年6月16日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に配意した、調査審議を求める文章を付記した。
- (2) 山口県の令和5年度春季賃上げ要求・妥結状況及び県下の経済情勢等について、事務局から説明を行った。
- (3) 最低賃金法第25条第2項の規定により、山口県最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)が設置され、同専門部会に山口県最低賃金の改正審議の具体的な議論を委ねることとされた。
- なお、同専門部会に対しては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないこととなった。
- (4) 今後の日程について、事務局から以下のとおり説明した。
- ア 中央最低賃金審議会においては6月30日に諮問が行われ、今後は7月12日、20日、26日に目安小委員会が開催され、7月28日に目安の答申が出される予定であること。
- イ 山口地方最低賃金審議会の今後の日程については、各委員に都合を確認の上、示したとおりであること。

ウ 山口県最低賃金の効力発生日を10月1日とする場合の今後のスケジュールについて、答申の期限は8月7日、異議申立ての締切日が8月22日、異議審が8月23日の午前中となること。

- (5) 今年度、関係団体から最低賃金にかかる要請があったことを報告した。
- (6) 令和5年度の審議会については、審議の結果、本審、専門部会において公労使三者が集まって議論を行う全体会議については、公開とし、公労・公使の二者協議の場については、非公開となった。
- (7) 山口県特定（産業別）最低賃金が設定された4業種について、山口労働局長に対し、改正に係る意向表明がなされている旨、事務局から説明した。
- (8) 山口県最低賃金改正諮問にかかる関係労使からの意見聴取公示及び専門部会委員候補者の推薦公示について説明した。
- (9) 関係労使からの意見書の提出に伴って意見陳述の申込みがされた場合は、意見陳述が行われること、意見陳述の時間は、意見陳述実施要領に従い、複数人いた場合でも全体で20分以内、質疑時間を含め30分以内とすることが決定された。